

令和 8 年（2026 年）8 月 18 日

調達公告（仕様書）

一般社団法人医薬新結合研究所

本仕様書は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という）が交付する 2026 年度医療研究開発推進事業費補助金に基づく、創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業（以下、「補助事業」という）を一般社団法人医薬新結合研究所（以下、「医新研」という）が実施するにあたり、AMED 補助事業の一環として実施する Drug Discovery and Biotechnology Incubation Operation Connect Program（以下「D-Bio Connect」という）において、発掘・ヒアリング業務の調達（請負）仕様を定めるものである。

1. 件名

「AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務の調達（請負）」

2. 調達の要件

- ・業務終了後、速やかに完了報告書を提出できること。また、完了報告書の検収を医新研から受けた後、速やかに請求書を提出できること。
- ・別紙 1A、別紙 1B の作業手順書の通り作業を実施できること。
- ・別紙 2 の見積書の通り時間単価で請負業務の見積りを提出できること。
- ・医新研による請負先選定後、速やかに別紙 3 の契約書を締結できること。
- ・下請負（第三者への再請負）をせず、請負業務を遂行できること。
- ・本業務の請負にあたり、甲乙了解の上、甲と打合せを対面で実施する場合には、甲が乙の交通費実費を負担する。
- ・請負先が複数となる場合があることを事前に了承できること。
- ・適宜、医新研の本件担当者と電話等で打合せができること。
- ・過去に類似業務の実績があること。

3. 契約期間

契約締結日～令和 9 年（2027 年）年 3 月 31 日

4. 説明会実施の有無

なし

5. 企画提案書および見積書提出の期間・方法

- (1) 期間：令和 8 年 8 月 18 日（火）から令和 8 年 8 月 24 日（月）正午まで
- (2) 方法：『企画提案書』と『見積書』（共に PDF 形式）を医新研の AMED 補助事業窓口（asuka.saeki@bionewcombinations.org）宛に送信をお願いいたします。メールの件名は「AMED 補助事業提案書・見積書の送信／発掘・ヒアリング業務」としてください。
- (3) 提出物：①企画提案書（類似業務の実績等をご記載ください。様式は任意。）
②見積書（別紙 2 に沿って作成をお願いいたします。）

6. 企画提案書

- (1) 過去に実施された類似業務の実績をご記載ください。様式は任意となります。

- (2) 評価項目は ①類似業務の実績、②対応できる業務の選択（別紙 1A のみ、別紙 1A/ 1B 両方可能、別紙 1B のみ等）③業務を遂行するにあたっての人員体制、の 3 点となります。の 3 点となります。企画提案書を記載いただくにあたっては、①～③の項目を医新研が評価しやすい工夫をお願いいたします。

7. 調達先の決定方法

- (1) 調達先の決定方法は、総合評価方式とします。企画提案書を基に本公告に示した業務を履行できると医新研が判断した者（法人、個人を問わない）であって、医新研が設定した予定価格の範囲内で、入札説明書等で指定する必須とした項目の最低限の要求および要件をすべて満たしている企画提案書、見積書を提出した者の中から、総合評価方式をもって落札者を決定します。
- (2) 5. に記載の期間内に企画提案書および見積書の提出がなかった際には、再度公告します。

8. 低入札価格調査の実施の有無

実施します。

9. その他

本契約にあたって、結果は公表しません。

以上

AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務
(リクルート) 作業手順書

(1) 企業ニーズの高い案件の収集

- ・全国の大学・研究機関のホームページあるいは特許庁の特許公報等から案件情報を収集する。
- ・情報収集の対象は、適宜甲と乙で調整し決定する。
- ・月毎の想定時間は月初めに甲乙協議の上、決定する。

(2) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの準備

- ・AMED 創薬ブースター事業および D-Bio Connect Discovery Meeting (以下「D-Bio Connect」とする) を説明するため、全国の大学・研究機関の窓口担当者あるいは関係展示会を訪問あるいは電話、メール等で確認し、把握する。
- ・エコシステムユニットと過去 D-Bio Connect 開催分の参加施設、案件登録内容を整理し、ヒアリングを実施する施設、展示会、日程を甲乙で協議し、決定する。
- ・大学・研究機関の窓口担当者へのヒアリング調整を行う。
- ・本業務に係る経費として、ヒアリングの準備に費やした時間と業務報告のとりまとめに要した時間を積算し、甲に請求する(時間単価での実績支払い)。なお、訪問が発生する場合には事前に医新研と調整すること。
- ・月毎の想定時間は月初めに甲乙協議の上、決定する。
- ・実施期間は、契約開始月については契約日から月末、翌月以降については月初めから月末までとする。
- ・準備の際にエコシステムユニットとの打合せを行った際には移動に要した往路分の時間、ヒアリングに費やした時間と業務報告のとりまとめに要した時間を積算し、経費として甲に請求する(時間単価での実績支払い)。

(3) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの実施

- ・(2) で決定した大学・研究機関を訪問し、AMED 創薬ブースター事業および D-Bio Connect を説明したうえで、有望案件のリクルートを実施する。
- ・リクルートの実施後、その内容を面談結果報告書としてまとめ、甲に提出する。
- ・本業務に係る経費として、訪問に要した往路分の時間、ヒアリングに費やした時間と業務報告のとりまとめに要した時間を積算し、甲に請求する(時間単価での実績支払い)。
- ・月毎の想定時間は月初めに甲乙協議の上、決定する。
- ・実施期間は、初月については契約日から月末、翌月以降については月初めから月末までとする。

(4) 完了報告書の作成および提出

- ・完了報告書の提出期限は、2 ヶ月ごととし、令和 8 年(2026 年) 11 月 5 日、令和 9 年 1 月 5 日、令和 9 年(2027 年) 4 月 5 日を目安とする。を目処とする。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(3)の区分を明示することとする。
- ・甲は乙が作成する報告書を受領後、7 日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際はその限りで

はない。

- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は(1)、(2)、(3)に含まれるものとする。

以上

AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務
(知的財産の保全) 作業手順書

(1) 創薬研究プロジェクト、創薬関連技術を推進する研究者に対する知的財産の保全の観点から教育する資料の作成

- ・アカデミア研究者向けに、知的財産の保全に関する教育資料等を作成する。同資料の内容は甲乙調整するものとする。
- ・乙の従事時間については、作成する資料単位で甲乙が事前に調整、了解した時間を計上するものとする。

(2) 資料の読み込みと知的財産の保全の面で指摘（助言）する点の整理

- ・甲は、ヒアリングを実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術に関する情報（資料）を取扱注意と指定し、乙は甲が指定する方式で受領する。
- ・乙は、甲の定める方式で受領した情報を管理する。
- ・乙は、ヒアリングを実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術に関する情報（資料）を読み込み、知的財産の保全の面で指摘（助言）する点を整理する。
- ・乙は前項で整理したポイントを甲の指定する方法で甲に提出する。
- ・乙の従事時間については、創薬研究プロジェクト、創薬関連技術単位で甲乙が事前に調整、了解した時間を計上するものとする。

(3) 当該研究者に対する知的財産の保全の観点からの助言の実施（適宜）

- ・甲は、乙の対応可能日時をもとに、助言を実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術の推進者（以下「研究者」という）と面談日時を調整し、決定した面談日時を乙に連絡する場合がある。なお、助言にあたっての Web 会議システムは甲が手配するものとし、相対での面談の際に乙に移動等が発生する際には、甲はその経費実費を負担する。
- ・乙は、助言時に研究者に対して知的財産の保全の観点から指摘する。
- ・乙の従事時間については、創薬研究プロジェクト、創薬関連技術単位で甲乙が事前に調整、了解した時間を計上するものとする。

(4) 完了報告書の作成および提出

- ・完了報告書の提出期限は、2 ヶ月ごととし、令和 8 年（2026 年）11 月 5 日、令和 9 年 1 月 5 日、3 月 5 日、4 月 5 日を目安とする。を目処とする。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(3)の区分を明示することとする。
- ・甲は乙が作成する報告書を受領後、7 日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際はその限りではない。
- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は(1)、(2)、(3)に含まれるものとする。

以上

見積書

件名：AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務の調達

見積金額：

金 円

見積金額内訳：

別紙 1 A

	従事時間	単価	金額（円）
(1) 企業ニーズの高い案件の発掘・収集・登録	10 時間	円/時間	円
(2) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルート準備	10 時間	円/時間	円
(3) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルート実施 (Web Meeting もしくは訪問)	10 時間	円/時間	円
(4) 報告書の提出	*****	*****	*****
訪問の旅費・宿泊費	訪問の旅費・宿泊費は実費を請求いたします。		
合計（消費税込額）			円

別紙 1 B

区分(3)：大学・研究機関へのヒアリング・リクルート実施 (Web Meeting もしくは訪問)	従事時間	単価	金額（円）
(1) 創薬研究プロジェクト、創薬関連技術を推進する研究者に対する知的財産の保全の観点から教育する資料の作成	10 時間	円/時間	円
(2) ヒアリングを実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術に関する資料の読み込みと知的財産の保全の面で指摘（助言）する点の整理	10 時間	円/時間	円
(3) 当該研究者に対する知的財産の保全の観点からの助言の実施（適宜）	10 時間	円/時間	円
(4) 報告書の提出	*****	*****	*****
訪問の旅費・宿泊費	訪問の旅費・宿泊費は実費を請求いたします。		
合計（消費税込額）			円

調達仕様書を確認のうえ、上記の金額の通り見積りします。

令和 8 年（2026 年）8 月 日

一般社団法人医薬新結合研究所 御中

住 所
商号又は名称
本 件 担 当 者

AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務請負契約書

一般社団法人医薬新結合研究所（以下「甲」という）と〇〇（法人もしくは個人）（以下「乙」という）は、甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の補助事業である創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業を実施するにあたり、乙が第1条に記載の業務を甲から請け負うことを契約する。

第1条（業務の請負）

乙は、以下の各号に定める AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務（以下「本業務」という）を甲から請け負う。なお、本業務の内容は別紙 1A「AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務手順書」、別紙 1B「AMED 補助事業に係る発掘・ヒアリング業務（知的財産の保全）手順書」に定める。

1A「AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務（リクルート）手順書」

- (1) 企業ニーズの高い案件の発掘・収集・登録
- (2) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの準備
- (3) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの実施
- (4) 完了報告書の作成および提出

1B「AMED 補助事業に係る発掘・ヒアリング業務（知的財産の保全）手順書」

- (1) 創薬研究プロジェクト、創薬関連技術を推進する研究者に対する知的財産の保全の観点から教育する資料の作成
- (2) ヒアリングを実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術に関する資料の読み込みと知的財産の保全の面で指摘（助言）する点の整理
- (3) 当該研究者に対する知的財産の保全の観点からの助言の実施（適宜）
- (4) 完了報告書の作成および提出

第2条（請負料・支払）

甲は乙に対して本条第2項に定める請負料を、同3項に定める支払い方法で乙の指定する銀行口座に現金振込にて支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

2 本業務の請負料は、以下の各号に定めるとおりとし、時間については15分単位で計上することとし、端数については切り捨てる。また時間の積算方法は、別紙2に基づく。なお、訪問の旅費・宿泊費は甲の規定を上限の目安として実費を支払う。

1A「AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務（リクルート）手順書」

- (1) 企業ニーズの高い案件の発掘・収集・登録・・・1時間あたり****円
- (2) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの準備・・・1時間あたり****円
- (3) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの実施・・・1時間あたり****円
- (4) 完了報告書の作成および提出・・・(1)、(2)、(3)に含む

1B「AMED 補助事業に係る発掘・ヒアリング業務（知的財産の保全）手順書」

- (1) 創薬研究プロジェクト、創薬関連技術を推進する研究者に対する知的財産の保全の観点から教育する資料の作成・・・1時間あたり****円

(2) ヒアリングを実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術に関する資料の読み込みと知的財産の保全の面で指摘（助言）する点の整理・・・ 1 時間あたり****円

(3) 当該研究者に対する知的財産の保全の観点からの助言の実施（適宜）・・・ 1 時間あたり****円

(4) 完了報告書の作成および提出・・・ (1)、(2)、(3)、(4)に含む

3 本業務の請負にあたり、旅費、宿泊費が発生する場合には、事前に甲乙了解の上、甲の規定を上限の目安として甲が乙の交通費実費を四半期単位で支払う。また、甲乙が打合せを実施する場合も同様とする。なお、乙は実費負担を証明する証拠書類（領収書等）の写しを電子媒体で甲に提出し、同証拠書類（領収書等）の原本を 5 年間保管する。

4 不測の事態を想定し、乙は訪問にあたって旅行保険等に参加するものとする。なお、加入にあたっての保険料等は、乙の負担とする。

5 乙は別紙 2 に定める期日を目処に報告書を提出し、甲の検収を受けた後、請求書を発行する。甲は請求書受領日の翌月末日を目処に乙の指定口座に当該期分の請負料を入金する。

6 報告書提出もしくは検収が別紙の仕様書に記載の期日より遅延が見込まれる場合、あるいは遅延した場合には、事前もしくは事後に甲乙協議し、報告書提出日、検収日、支払日を決定する。不慮・不測の事態によりその必要が生じた際は、第 10 条の規定に従う。

第 3 条（機密保持）

甲及び乙は本契約の履行上知り得た相手方の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、別紙「本契約にかかる個人情報及び事業所情報の取扱いに関する確認書」に同意することを確認する。

第 4 条（成果物の帰属）

乙は、本業務に関連して作成・取得された成果物等に関し、以下のように取り扱うことを確認する。

①データを含む一切の成果物の所有権および著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）、著作隣接権、報酬請求権（著作権法第 94 条の 2、第 95 条の 3 第 3 項および第 97 条の 3 第 3 項に規定するもの）および二次使用料請求権（著作権法第 95 条第 1 項および第 97 条の 3 第 1 項に規定するもの）および外国における当該権利に相当する権利を甲に帰属させる（外部機関を利用した場合も含む）。

②新たに生じた発明に係る特許権（特許を受ける権利を含む）、その他の知的財産権（その他の知的財産権を受ける権利を含む）およびノウハウ等に関する権利を甲に帰属させる。

③乙は、一切の著作者人格権を行使しない。

④成果物等のうち、データに関してその著作権の所在を確認し、著作権の侵害等がないことを甲に対し保証するものとし、著作権侵害等の訴えがあった場合には乙の責任においてこれを解決する。

⑤甲の承諾なしに、本業務により作成された成果物を自ら使用し又は第三者に使用させない。

⑥本業務の一部について、甲の了解を得て外部機関を利用する場合は、第 3 条に定める秘密保持、上記①～⑤を含む成果物等の取扱いに関する責務を外部機関も負うよう、必要な処置を実施する。

第 5 条（競業の禁止）

乙は、乙または自らが役員（理事等を含める）法人をして、本契約の有効期間中及び終了後 3 年間は、本業務と同等または類似する業務を行ってはならない。なお、甲が乙の競業を了解した場合には

この限りではない。

第6条（下請負の禁止）

乙は、甲の書面での了解をなしに、本業務を第三者に請け負わせることができない。

第7条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、互いに本契約によって生じる一切の権利・義務を相手方の書面による承諾なしに第三者に譲渡または継承してはならない。

第8条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除できるものとする。

- (1) 重大な過失または背信行為があったとき
- (2) 支払いの停止があった場合または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があったとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 解散の決議もしくは他の会社と合併をしたとき、または営業の全部を譲渡したとき
- (6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2 甲及び乙は、相手方が本契約で定められた条項に対して違反し、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なお当該違反が是正されないときは、本契約を解除できるものとする。

3 災害その他甲及び乙の責に帰すことのできない不可抗力の事由により本契約の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ本契約を解除できるものとする。

第9条（免責）

甲は、本業務の完了後、第2条に基づき乙に対して支払われた対価の一部又は全部の返還を請求しないものとする。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の責に帰すべき事由により被害が発生した場合には、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

第11条（契約期間）

本業務の期間および本契約の有効期間は、本契約締結日より2027年（令和9年）3月31日までとする。

第12条（協議）

本契約書に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義を生じた時には、甲乙協議の上解決するものとする。

第 13 条（管轄裁判所）

本契約につき紛争が生じた場合には、被申立人が所在する地域を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年（令和 8 年） 月 日

（甲） 大阪市中央区南新町二丁目 3 番 7 号
一般社団法人医薬新結合研究所
代表理事 伊藤 義邦

（乙）
〇〇（法人もしくは個人）

AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務
(リクルート) 作業手順書

(1) 企業ニーズの高い案件の収集

- ・全国の大学・研究機関のホームページあるいは特許庁の特許公報等から案件情報を収集する。
- ・情報収集の対象は、適宜甲と乙で調整し決定する。
- ・月毎の想定時間は月初めに甲乙協議の上、決定する。

(2) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの準備

- ・AMED 創薬ブースター事業および D-Bio Digital Meeting/D-Bio Connect Annual Meeting (以下「D-Bio」とする) を説明するため、全国の大学・研究機関の窓口担当者あるいは関係展示会を訪問あるいは電話、メール等で確認し、把握する。
- ・エコシステムユニットと過去 D-Bio 開催分の参加施設、案件登録内容を整理し、訪問・ヒアリング実施する施設、展示会、日程を甲乙で協議し、決定する。
- ・大学・研究機関の窓口担当者へ訪問、ヒアリングの調整を行う。
- ・本業務に係る経費として、訪問・ヒアリングの準備に費やした時間と業務報告のとりまとめに要した時間を積算し、甲に請求する(時間単価での実績支払い)。
- ・月毎の想定時間は月初めに甲乙協議の上、決定する。
- ・実施期間は、契約開始月については契約日から月末、翌月以降については月初めから月末までとする。
- ・本業務に係る経費として、準備の際にエコシステムユニットとの打合せを行った際の経費として、訪問に要した往路分の時間、ヒアリングに費やした時間と業務報告のとりまとめに要した時間を積算し、甲に請求する(時間単価での実績支払い)。

(3) 大学・研究機関へのヒアリング・リクルートの実施

- ・(2) で決定した大学・研究機関を訪問し、AMED 創薬ブースター事業および D-Bio を説明したうえで、有望案件のリクルートを実施する。
- ・リクルートの実施後、その内容を面談結果報告書としてまとめ、甲に提出する。
- ・本業務に係る経費として、訪問に要した往路分の時間、ヒアリングに費やした時間と業務報告のとりまとめに要した時間を積算し、甲に請求する(時間単価での実績支払い)。
- ・月毎の想定時間は月初めに甲乙協議の上、決定する。
- ・実施期間は、初月については契約日から月末、翌月以降については月初めから月末までとする。

(4) 完了報告書の作成および提出

- ・完了報告書の提出期限は、2 ヶ月ごととし、令和 8 年(2026 年) 11 月 5 日、令和 9 年 1 月 5 日、3 月 5 日、4 月 5 日を目安とする。を目処とする。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(3)の区分を明示することとする。
- ・甲は乙が作成する報告書を受領後、7 日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際はその限りではない。

- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は(1)、(2)、(3)に含まれるものとする。

以上

AMED 補助事業に係る D-Bio Connect 発掘・ヒアリング業務
(知的財産の保全) 作業手順書

(1) 創薬研究プロジェクト、創薬関連技術を推進する研究者に対する知的財産の保全の観点から教育する資料の作成

- ・アカデミア研究者向けに、知的財産の保全に関する教育資料等を作成する。同資料の内容は甲乙調整するものとする。
- ・乙の従事時間については、作成する資料単位で甲乙が事前に調整、了解した時間を計上するものとする。

(2) 資料の読み込みと知的財産の保全の面で指摘（助言）する点の整理

- ・甲は、ヒアリングを実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術に関する情報（資料）を取扱注意と指定し、乙は甲が指定する方式で受領する。
- ・乙は、甲の定める方式で受領した情報を管理する。
- ・乙は、ヒアリングを実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術に関する情報（資料）を読み込み、知的財産の保全の面で指摘（助言）する点を整理する。
- ・乙は前項で整理したポイントを甲の指定する方法で甲に提出する。
- ・乙の従事時間については、創薬研究プロジェクト、創薬関連技術単位で甲乙が事前に調整、了解した時間を計上するものとする。

(3) 当該研究者に対する知的財産の保全の観点からの助言の実施（適宜）

- ・甲は、乙の対応可能日時をもとに、助言を実施する創薬研究プロジェクト、創薬関連技術の推進者（以下「研究者」という）と面談日時を調整し、決定した面談日時を乙に連絡する場合がある。なお、助言にあたっての Web 会議システムは甲が手配するものとし、相対での面談の際に乙に移動等が発生する際には、甲はその経費実費を負担する。
- ・乙は、助言時に研究者に対して知的財産の保全の観点から指摘する。
- ・乙の従事時間については、創薬研究プロジェクト、創薬関連技術単位で甲乙が事前に調整、了解した時間を計上するものとする。

(4) 完了報告書の作成および提出

- ・完了報告書の提出期限は、2 ヶ月ごととし、令和 8 年（2026 年）11 月 5 日、令和 9 年 1 月 5 日、3 月 5 日、4 月 5 日を目安とする。を目処とする。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(3)の区分を明示することとする。
- ・甲は乙が作成する報告書を受領後、7 日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際はその限りではない。
- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は(1)、(2)、(3)に含まれるものとする。

以上

契約書別紙

本契約にかかる個人情報及び事業所情報の取扱いに関する確認書

一般社団法人医薬新結合研究所（以下「甲」という）と*****（以下「乙」という）とは、本契約に伴う甲の持つ個人情報、個人情報データベース、事業所情報及び甲が取扱注意と指定するデータ（以下「情報」という）の取扱いについて、次の通り確認する。

第1条（目的外利用の禁止）

乙は、情報を本業務以外に利用してはならない。

第2条（情報の安全管理）

乙は、本業務の遂行にあたり、情報の適切な管理を行うとともに、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が生じないよう万全の安全対策を講じるものとする。

第3条（下請負の禁止）

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。

第4条（情報・関連情報の秘密保持）

乙は、本業務の遂行および契約の履行に関して知り得た情報（以下「関連情報」という）について、本業務の期間中のみならず、本契約終了後3年間第三者に開示または漏えいしてはならない。また本業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

2 乙は、甲より提供を受けた情報について、当該業務の終了後、甲の指示するところにより、返却、抹消等の措置を取るものとする。また、当該業務の終了前であっても、乙は甲の情報の返却、抹消等の指示に従うものとする。

第5条（教育）

乙は、情報を取扱う従業者に対し、情報の安全な管理や秘密保持に関し教育・研修を行うとともに、本契約に定める事項を十分に説明するものとする。

第6条（契約の解除）

乙が情報の安全管理ならびに秘密保持に反したとき、またその疑いがあるとき、甲は直ちに業務の請負を解除し、情報の返却、抹消等を求めることができることを乙は確認する。また、請負解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲は乙に対する損害賠償の責を負わないことを確認する。

第7条（損害賠償等）

乙は、甲より提供を受けた情報の目的外利用あるいは損失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに甲に報告することを確認する。その際、甲および乙は、その原因について協議・調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講じるものとする。

2 当該事故が乙の責に帰すべきものである場合は、乙は、甲が被る損害賠償の義務を負うものとする。

以上